

条 例

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第四十号

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例

埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項中「この項」の下に「及び第十七条第二項」を加える。

第一条の六第二項中「特定公園施設」の下に「（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第十五号に規定する特定公園施設をいう。別表第一において同じ。）」を加える。

第十七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第五条の二第四項の条例で定める額は、公募対象公園施設の設置又は管理及び同条第二項第五号に規定する特定公園施設の建設が都市公園の利用者の利便の向上を図るものであることを勘案して、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。